

一般社団法人日本レーザー歯学会認定医制度規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 日本レーザー歯学会（以下「本学会」という）の制定する認定医制度は、レーザー歯学とその関連領域の専門知識と経験を有する日本レーザー歯学会認定医（以下「認定医」という）を育成することにより、歯科医療の発展と向上を図り、歯科保健の充実と増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため本学会は、日本レーザー歯学会指導医（以下「指導医」という）、専門医及び認定医を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 本学会は、本制度の実施運営するため認定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2章 認定委員会

(業務, 委員)

第4条 委員会は、認定医の資格、専門医の資格、指導医の資格、研修施設等の適否を審査し、理事会に報告する。また認定研修課程の基準作成にあたり、認定医試験問題作成ならびに認定医試験を行う〔認定医制度施行細則（以下「細則」という）第5条〕。

(1) 委員会は10名程度で構成する。

(2) 前項の委員は、理事及び代議員で、指導医もしくはこれと同等以上であると委員会で認められたものでなければならない。

(3) 委員会の委員（以下「認定委員」という）の任免は、理事会の議を経て理事長が行い、委員長は理事会の議を経て理事長が、副委員長は委員長が指名する。

(4) 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 認定研修施設（研修施設）

(研修目的)

第5条 認定研修は、認定研修施設（以下「研修施設」という）で、認定医及び専門医資格申請者及び同更新希望者に対し、レーザー歯学に関する診断と治療のための医療技能及びレーザー防護に関する知識を修得させることを目的とする。また、他科からの要請に応じて適切な助言ないし指示を与える能力の養成も目的とする。

(研修施設の申請資格)

第6条 研修施設は、次の各号のすべて該当するものでなければならない。

- (1) 指導医 1 名以上が常勤する診療所または病院など診療機関
- (2) 薬事承認された歯科用レーザー機器が設置されている診療機関
- (3) 医療安全、院内感染対策に関する研修会または講習会が定期的に開催されている診療機関、なお、小規模な診療所にあつては、指導医も含めた診療所勤務者が本学会、歯科医師会、大学等が開催する医療安全、または院内感染対策等の研修講習会に定期的に参加できることでこれを満たす。
- (4) 以上(1)～(3)の項目が3年以上にわたり継続的に満たされる。

(研修施設の申請手続き)

第7条 研修施設の申請手続きは、施設に所属する指導医が別に定める申請書類を提出しなければならない。(12号様式)

(要件)

第8条 研修施設における認定研修は、所定の課程に基づき2年以上とする。

第4章 認定医資格

(認定医の申請資格)

第9条 認定医資格を申請する者は、次の各号をすべて満たしていなければならない。ただし、委員会の推薦を経て、理事会で承認を受けた者はこの限りでない。

- (1) 日本国歯科医師免許を有すること。
- (2) 申請時に入会日から継続して2年以上の本学会会員歴を有するものであり、本学会が認める研修施設において認定研修を満たした者。
- (3) 本学会で1回以上演者として学術発表(症例発表も含む)を行った者。(共同演者可)
- (4) 研究論文を1編以上本学会会誌に発表した者。(共同著者可)
ただし、(3)か(4)はいずれかを満たしていれば可。
- (5) 25単位以上の研修単位(施行細則)を修得した者。
ただし施行細則11条(1)にかかわる研修単位は15単位以上であること。また、本学会認定講習会、及び本学会歯科用レーザー安全講習会にそれぞれ1回以上の参加を必須とする。
- (6) 委員会による筆答試験及び口頭試問を受け、合格の判定を得た者。

(資格の申請書類)

第10条 認定医資格を申請する者は、認定申請料及び審査料を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書(1号様式)
- (2) 履歴書(2号様式)
- (3) 本学会会員歴証明書(3号様式)

- (4) 学会及び研修会出席実績表（4号様式）
 - (5) 業績目録（5号様式）
 - (6) 指導医の発行する研修証明書（7号様式）（指導医がない場合には暫定的に理事会の承認を経て理事長が発行する）
 - (7) 歯科医師免許証（複写）
- （認定及び登録）

第11条 本学会は、試験の合格者を、理事会の議を経て認定医と認定する。

- 2. 認定医と認証された者は、所定の登録料を添えて本学会に登録申請（11号様式）を行わなければならない。

第5章 認定医の資格更新

（認定医資格の認定期間、認定医資格更新の申請）

第12条 認定医の認定期間は5年間とし、引き続き認定を希望する者は5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

- 2. 認定医の更新をする者は、別に定める認定医研修の単位を満たさなければならない。
- （施行細則第12条）

第6章 認定医の資格喪失・復活

（認定医の資格喪失及び復活）

第13条 認定医は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会、理事会、及び代議員会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
 - (2) 日本国歯科医師免許を喪失したとき
 - (3) 本学会会員の資格を喪失したとき
 - (4) 認定医の資格更新の手続きを行わなかったとき
 - (5) 本学会が認定医として不適格と認めたとき
 - (6) 申請書類に重大な誤りが認められたとき
- 2 前項第5号又は第6号に該当するときは、議決前に本人の弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 本条第1項第4号の認定医は、次に該当するときは、委員会、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。
 - (1) 資格喪失から1年以内であれば更新遅滞理由書を付して更新の請求をすることができる。
 - 4 委員会が認めたときは、認定医の資格復活のための試験を受けることができる。
 - (1) 試験は筆記試験、口頭試験などにより行い、実施方法については委員会が別途

定める。

(2) 試験の合格者は、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。

(復活が認められた認定医の登録)

第 14 条 本学会は、前条第 3 項及び第 4 項により認定医資格の復活が認められた者を、認定医と認定する。

2 認定医と認定された者は、所定の登録料を添えて本学会に登録申請（11 号様式）を行わなければならない。

3 本学会は、登録申請に基づき認定医登録を行い、認定証及び更新に必要な書類を交付し、本学会誌等に認定医氏名を掲載し、理事会及び代議員会で報告しなければならない。

第 7 章 補 則

第 15 条 本学会会員は、委員会の決定に関する異議は書面をもって本学会理事会に申し立てることができる。

第 16 条 この規則を変更する場合は、委員会の議を経て、理事会、代議員会の承認を得なければならない。

第 17 条 この規則の施行について必要な事項は、委員会の議を経て理事会が別に定める。

附 則

1. この制度規則は 2001 年 4 月 1 日に制定し、この日をもって施行する。
2. この制度規則は 2003 年 11 月 27 日に改正し、この日をもって施行する。
3. この制度規則は 2010 年 11 月 13 日に改正し、この日をもって施行する。
4. この制度規則は 2013 年 9 月 28 日に改正し、この日をもって施行する。
5. この制度規則は 2014 年 5 月 17 日に改正し、この日をもって施行する。